

## 災害対策業務に関する協定書

本別町長（以下「甲」という。）と本別建設業協会長（以下「乙」という。）とは、災害時における災害対策業務の支援に関し次のとおり協定する。

### （目 的）

第1条 この協定は、地震及び大雨、台風、雪害等及び予期できない災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請により、乙が応急対策業務（以下「業務」という）を支援するために必要な資機材、労力の確保及び動員の方法等に関する事項を定め、甲、乙間の協力体制を整備し、町民の生命、財産を災害から守り、被害の拡大の防止と甲の管理する公共施設における迅速な被害の把握や応急対策業務を円滑に行うことを目的とする。

### （実施体制等の報告）

第2条 乙は、会員の災害時における支援を速やかに行うため、実施体制及び連絡系統を定めるものとする。

2 乙は、前項の規定により整備した実施体制及び連絡系統並びに乙の会員が保有する資機材の保有状況等を甲に報告するものとする。

3 前項の報告は、この協定締結の日以後直ちに、また第6条ただし書の規定より延長された場合は、その年の4月末日までに行うものとする。

4 乙は、前項の規定に基づく報告の内容に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

### （出動の要請）

第3条 甲は、災害時において業務を実施するための乙の支援が必要と認めたときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして書面又は口頭により出動の要請ができるものとする。

また、特別な理由がある場合、甲は乙の会員に直接出動の要請ができるものとする。

（1）被災等の状況

（2）業務の内容

（3）出動の日時、場所及び時間

（4）資機材の種類、数量及び人員

（5）甲の指名により業務の実施について指示する者

（6）その他必要な事項

2 乙及び乙の会員は、前項の規定により甲から出動の要請があったときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

(乙の会員に対する指示)

第4条 乙は、甲から出動の要請があったときは、直ちに乙の会員に対して出動を指示するものとする。

(乙の会員による業務の実施)

第5条 乙の会員は、出動の指示を受けたときは、速やかに指示された場所へ出動し、甲の指示により所管施設等の応急措置に係る業務を実施するものとする。

2 乙の会員は、指定された場所に出動した場合、速やかに業務の実施内容等必要事項を甲に報告し、現場の状況については、逐次甲に報告するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし以後同様とする。

(細目協定)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲と乙の間で別に細目協定を締結することができるものとする。


(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成18年10月27日

甲 本別町長

高橋正夫 

乙 本別建設業協会  
会長

野田仁 